

千葉県告示第326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

平成31年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
コスモス 千葉県千葉市美浜区稲毛海岸4-10-2	社会福祉法人 つどい 千葉県千葉市美浜区稲毛海岸4-10-2 園田 道	平成31年 4月1日	1210101273	自立訓練（生活訓練）	6